

第4回 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議録

1 日 時

令和8年6月1日(金) 13時30分から15時30分

2 場 所

丸亀市消防本部5階大会議室

3 出席者

会長	丸亀市長	松永 恭二
会長の職務代理者	善通寺市長	辻村 修
委員	多度津町長	丸尾 幸雄
識見者	香川県危機管理総局長	稲田 健治
〃	中讃広域行政事務組合事務局長	井上 孝敏

4 開会

「それでは定刻となりましたので、ただ今から丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会 第4回協議会を開会いたします。本日は、大変お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、丸亀市消防長の宮脇でございます。よろしくお願いいたします。以降、着座にて失礼いたします。

初めにお断りをいたしておきます。本日の会議は、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議傍聴要綱に基づき、公開で行うこととしております。傍聴人は2名で、傍聴を許可しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、本日の出席者は、お配りしております出席者名簿のとおり、2市1町の市長及び町長の皆様、委員全員の出席でございます。

また、識見者として、香川県からは4月から危機管理総局長に就任されました稲田様、中讃広域行政事務組合から事務局長 井上様のご臨席をいただいております。よろしくお願いいたします。

まず、開催に先立ちまして、松永会長よりご挨拶をお願いいたします。

5 会長挨拶 松永丸亀市長

「丸亀市長の松永 恭二でございます。本協議会の会長として、開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙の中、第4回消防広域化協議会に香川県危機管理総局長 稲田様、中讃広域行政事務組合から事務局長 井上様をはじめ関係者の皆様にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本協議会も回を重ね、本日は4回目の開催となります。これまでの議論を踏まえ、消防の広域化に向けた検討もいよいよ重要な段階へと進んでまいりました。

本日の議題は、職員の給与など処遇に関する事項、部隊運用や消防力整備計画といった組織運営の根幹に関わる課題、さらには消防団や防災部局など関係機関との連携の在り方、加えて予算や契約といった制度面の整理など、多岐にわたる重要な案件でございます。

これらはいずれも、広域化後の消防体制の質や持続性を大きく左右する極めて重要な事項であり、十分な検討と慎重な判断が求められます。同時に、住民の皆様に対してより高度で安定した消防・防災サービスを提供するためには、将来を見据えた前向きな議論と合意形成が不可欠であります。

委員各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜り、より実効性の高い方向性を見出していただきますようお願い申し上げます。結びに、本日の協議が実り多いものとなりますことを心より願い、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。」

6 議題及び協議結果

(1) 協議第 26 号「共同処理事務」及び協議第 27 号「消防水利」について

協議第 26 号共同処理事務については、協議第 27 号「消防水利」にも関係するため、一括して協議する。

共同処理事務とは、2 市 1 町で別々に行っていた消防業務を一つの広域組織、今回は一部事務組合でまとめて処理するもので、この広域化の業務効率化の結果として、住民の生命・身体・財産を守るための消防体制を強化し、住民サービスの向上を図るものである。

まず、1 つ目の共同処理事務としては、消防事務のうち、消防団事務並びに水利事務を除く、事務である。

この消防事務で除く消防団事務について説明する。消防団は、地域に密着した消防防災活動を担う性質上、広域化の対象とはならない。一方で、災害対応時の連携や日常的な調整の必要性、消防団事務に関する専門的知見の確保等の観点から、常備消防の関与が一定程度必要であると考えられる。

これらを踏まえて協議を行った結果、4 パターンの運用を検討してきた。その運用パターンとしては、「市町所管」「共同処理」「事務委託」「代替執行」の 4 つが考えられる。

市町所管では、訓練・災害時対応に係る処理は、消防職員でなければ困難であると考えられ、共同処理では、他市町の事例や消防組織法の趣旨に反する懸念がある。

この点を踏まえると、消防団の地域性や任命権といった根幹を市町が維持できる事務委託及び代替執行の 2 つの方法を比較した。

これらを比較した結果、事務委託では、受託事務について責任及び管理が受託側に付与されるため、責任の所持が明確化し、2 市 1 町の事務の統一化が図られた場合、効率化される。

一方、代替執行では、市町の状況に応じた事務の取扱いができるが、責任及

び管理が市長・町長に帰属するため、各市町との協議及び報告が必要となり、複雑化するおそれがある。また、代替執行については、地方自治法改正において制度が整理されたものであり、消防団事務に関する代替執行の実施は前例がなく、問題が生じた場合、手さぐりになる可能性がある。

これらのことを総合的に勘案した結果、事務委託と代替執行は似た制度であるが、運用のしやすさなどの効率性や責任の所在の分かりやすさという面で、「事務委託」の手法で協議会に提案することとした。

次に、消防事務から除く協議第 27 号「消防水利」について説明する。

まず消防法第 20 条の規定により、消防水利の設置、維持及び管理については市町村が担うこととされている。広域化後においても、市町関係部局が主体となって実施する方向で検討を進める必要がある。

一方で、市町部局にとっては、これまで必ずしも直接担ってこなかった事務であるため、広域化により急激な事務負担の増加とならないよう、消防との十分な連携、協力体制を構築することが不可欠となる。

当初、各消防本部においては、消防団事務に関する事務を各市町村において実施できるよう様々な方策を模索しましたが、最終的には合意形成に至らなかった。

消防水利事務についても消防団事務と同様、本来は各市町で行う事務であることから、消防団事務と同様の取扱いとすることが合理的であると考えている。このことを踏まえ、共同処理については「消防水利の設置、維持及び管理に関する事務」を除外することとし、幹事会で承認された。ただし、消防水利の設置、維持及び管理に関する事務については消防法第 20 条の規定により、原則として各市町村が実施すべき事務であるものの、消防団事務と同様に、各市町村が個別に実施するよりも、広域消防が一体的に実施する方が合理的であると考えられる。

このため、各市町の責任を残した上で、当該除外した事務の執行についても、消防団事務と取扱いと併せまして、地方自治法第 252 条の 14 に基づく「事務の委託」の制度を活用し、引き続き広域消防が実施するものとする。

次に、2 つ目の共同処理事務として、平成 13 年度から県が市町へ移譲している「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく事務について説明する。具体的には、同法第 16 条の 2 第 2 項（供給設備の修理等の命令）、第 38 条の 3（液化石油ガス設備工事の届出の受理）、第 83 条第 3 項（立入検査）等の項目を、各市町の消防本部で行っている。広域化に伴い消防業務を一部事務組合が共同処理することになるが、当該委譲事務の執行については、引き続き消防が共同処理するものとする。

以上のことから、共同処理事務の運営計画掲載文は資料 1 ページのとおり、「広域化後の共同処理事務は以下のとおりとする。

- (1) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務」

という内容を事務局から説明した。

また、協議第 27 号「消防水利について」の運営計画掲載文は資料 4 ページのとおり、「共同処理事務から除外した消防水利の設置、維持及び管理に関する事務については、消防法第 20 条の規定により、原則として各市町村が実施すべき事務であるものの、消防団事務と同様に、各市町村が個別に実施するよりも、広域消防が一体的に実施する方が合理的であると考えられる。このため、各市町の責任を残しつつ、当該除外した一部の事務の執行については、地方自治法第 252 条の 14 に基づく「事務の委託」の制度を活用し、広域消防が実施するものとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(2) 協議第 28 号「職員給与の調整等」について

まず、給与制度検討ワーキンググループについて、令和 7 年 8 月の第 1 回開催からこれまで計 7 回協議を実施し、各自治体で異なる給与制度を統一する方向で検討を行ってきた。

現在 2 市 1 町の消防本部は、それぞれ市町の給料表に基づき運用しており、6 級制・7 級制・8 級制の異なる行政職給料表を使用している。広域化による組織内の処遇の公平性確保のためにも、同じ職務・同じ責任を負う職員の給料が、異なる状態を解消することは重要であると考えている。

また、広域化に伴う職員の不利益となる給与制度の変更は極力避けたいこと、あわせて人事管理の観点から、統一的な人事評価、昇給・昇格基準の確立が必要であり、複数の給与体系を管理する事務的負担の軽減やコスト削減につながると考えている。

以上のことから、消防職員数が最も多い丸亀市の 8 級制の行政職給料表に統一することが、最も課題が少なく、適切であると考えている。

一方で、給与制度を統一することで人件費や職員の処遇等がどのように変化するかについて、市町担当職員の協力を得て、さまざまなシミュレーションを実施し検討してきた。

各団体の給与条例や運用に基づく基本給を基礎としたシミュレーションでは、消防の 2 市 1 町の給与モデルは 1 億 7,000 万円台から 7,300 万円台の範囲で類似した結果となったが、中讃広域行政組合は 1 億 6,700 万円台となっている。

これは消防職における 4 号給の加算や業務手当の加算等の影響もあるが、給料表のみならず給与体系、運用等によって差が生じているものと考えられる。

次に、等級の調整について、現在、2 市 1 町の適用給料表は国に準じた行政職俸給表（一）6 級、7 級、8 級を採用しており、各自治体の職名と等級についても相違がある。そのため、7 級制または 8 級制のいずれを採用した場合でも、一部職員で等級調整が必要になる。

7 級制を採用した場合、丸亀市の職員については、現在の等級から 1 級下位

の等級となった場合は、職員に不利益とならないよう、直近上位の額となるよう号給の位置付けを行う必要があります。その場合、多くの職員で現在の俸給表に直近上位額がない状態となるため、号級の継ぎ足しが必要となる。

例えば、7級課長級職員を6級へ調整し、定年退職まで昇級した場合の号給を考慮すると、継ぎ足しは最大で80号給となる。6級副課長級を5級へ調整する場合も、最大で50号給の継ぎ足しが必要となる。なお、継ぎ足しが必要となる職員は、5級担当長級職員、6級副課長級職員、7級課長級職員で、広域化時には計35名程度の見込みである。

また8級制を採用した場合は、7級制と同様に等級調整が必要になるが、号俸の継ぎ足しや昇給の頭打ちは少なくなると見込んでいる。

次に、「等級別の構成比」について、令和8年4月1日現在の2市1町の消防職の等級別構成比では、5級職以上の構成比で見ると、丸亀市が約28.9%、善通寺市が約22.9%、多度津町が約17.9%で、平均は約23.2%となっている。8級制を採用した場合は、広域化前後で5級以上の構成比は同程度の水準となるが、7級制の場合は17.5%と低水準となり、多度津町の現在の消防職の構成比に近い水準となる。

多度津町の4級消防職で最高号級に到達している職員が2名いることを踏まえると、7級制の構成比では広域化後に4級職の比率が多くなり、昇給の頭打ちとなる職員の増加が懸念される。なお、2市1町の行政職等を含む5級以上の構成比は、いずれの自治体も30%程度となっており、8級制を採用した場合の方が近い構成比となっている。

次に、職名と階級及び等級について、職名と階級については、議題4で詳しく説明するが、第3回幹事会において、広域化後の消防吏員が200人以上になることから、消防吏員の階級の基準に基づき、消防正監を消防局長の階級とすることとした。消防職員の階級は、これまでの丸亀市7階級制、善通寺市及び多度津町の6階級制から、8階級制となる。

職名・階級・給与の等級を明確に区分することにより、役割と給与の明確化につながるが、7級制では、階級と等級の区分が明確になりにくい体系となる懸念がある。

次に、管理職手当について、支給状況は、丸亀市では副課長級以上、善通寺市では課長級以上、多度津町は基本課長級以上であるが、署長、副署長には管理職手当が支給されている。現在の支給額から課長補佐級以上に支給することとした場合、年間増額分は全体で約72万円となる。

一方、現在の支給額から課長級以上に支給する場合の減額分は全体で約438万円の見込みである。

丸亀市では現在12名の副課長級職員がおり、消防広域化に伴い当該職員を管理職としない、または額を減少する扱いとすると、管理職手当がなくなる、管理職という職員の位置付けが損なわれることとなり、職員の理解が得られない可能性があると考えられる。

これまでの検討の結果、給料表の案として、給料表の適用級数については、

給料の運用や財政負担、合意形成のしやすさ等の様々な面から検討した結果、行政職俸給表（一）8級制を採用することが適切な給与の組織運営が可能となる。また、管理職手当についても、8級制を導入している丸亀市に合わせ、副課長又は課長補佐級以上に支給することが最も適切である。

以上のことから、職員給与の調整等の運営計画掲載文は、資料5ページのとおり、「ア 広域化時の給料表は、丸亀市の行政職俸給表（一）とし8級制とする。

イ 広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の級号給及び給料月額を基礎として、不利益が生じないよう切替えるものとする。切替に当たっては、基礎となる額の「同額又は直近上位」に位置付けることを原則に切替えるものとし、調整が必要な場合は個別に対応する。

なお、多度津町消防職員については、初任給基準表において消防職の特殊性を踏まえた一般行政職からの4号給加算が行われていない状況である。このため、給与水準の均衡を図る必要があることから、多度津町消防職員については、広域化前の級号給に4号給を加算する。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(3)協議第29号「諸手当等」について

課題として、3消防本部の職員は、給料表及びその運用、各種手当、昇任・昇格の基準等が異なるため、広域再編時に不利益が生じないよう是正を図る必要がある。この諸手当についても、給与ワーキンググループの中で検討を重ね、各市町及び中讃広域行政事務組合の給与条例・給与規則を比較のうえ一覧表を作成し、各種手当の検討を実施してきた。

基本的には、中讃広域に入ることを前提で協議を進めており、中讃広域行政事務組合の諸手当制度運用に統一することを方針としている。そのような状況の中で、消防の給与が8級制とする場合、管理職手当及び管理職特別手当について丸亀市の制度を準用する方が問題が少ないと考える。

また、中讃広域には消防の特殊勤務手当の制度がないため、特殊勤務手当についても丸亀市の特殊勤務手当の制度を準用する形で整理している。なお、専門部会においては、特に期末勤勉手当など、中讃広域行政事務組合と現行制度とで差異がある部分について、職員への影響に関する質問が出されている。これらの項目については、対象となる可能性のある職員に対し、制度変更の内容や影響を丁寧に説明することが極めて重要である。

さらに、大きな課題の一つとして、丸亀市の担当長手当、多度津町の業務手当が挙げられる。これらについては、いずれも特殊勤務に応じた手当としての性質を有しているため、制度統一を図る中で、現行支給額を維持する、いわゆる現給保障との整合が極めて難しい。現在、これらの手当は制度統一に伴い廃止の方向で検討しており、該当職員にとっては処遇面で大きな影響が生じる可能性がある。こうした点を踏まえると、代替措置のあり方も含め、制度の公平

性と職員の理解の双方をどのように確保するかについて、引き続き慎重な検討が必要であると考えられる。また、このように影響の大きい制度変更については、対象職員への丁寧な説明と理解の醸成が不可欠である。

なお、5月14日に開催されました幹事会においては、資料6ページのとおり運営計画の掲載文について、すでに承認を得ている。しかし、諸手当等に関しましては、検討すべき課題が残されている状況である。このため、事務局としては、本協議会における協議第29号「諸手当等」について、現段階での承認ではなく、継続審議として提案した。

【意見・疑義】

- ① 辻村善通寺市長：継続審議を提案しているが、スケジュール的には支障が出ないのか。またいつの段階で市町議会を上程するのか。
- ② 稲田香川県危機管理総局長：丸亀市の担当長手当、多度津町の業務手当について、支給されている人数、詳細について、また手当がなくなることでの影響について説明をもらいたい。

【事務局回答】

- ① スケジュールでは、次回の7月予定の第5回消防広域化協議会で承認を得るように考えており、その間に、職員に対して十分な説明を行う。また、9月の市町議会に、広域化運営計画（案）を上程する予定である。
- ② 丸亀市の担当長手当では、支給されているのが17名であり、特殊勤務手当として、月額1万円支給されている。また、多度津町の業務手当は、管理職員以外の35名が支給されており、特殊勤務手当として、月額で基本給の3%から5%を支給されている。担当長手当の廃止となれば、17名の職員に、業務手当の廃止となれば、本俸に4号給加算されるが、差額が生じる職員がいる。

【協議結果】 事務局の継続審議案のとおり、継続審議となった。

(4) 協議第30号「職名及び階級」について

職名及び階級については、第2回専門部会で一度協議を実施したが、給与面との関連性が強いことから、給与ワーキンググループで再度協議することになった。課題としては、広域化に伴い組織が再編されることとなるため、職名統一が必要であり、200名規模の新体制を見込んだ職名及び階級としなければならない。また、中讃広域行政事務組合に加入する場合、職名について組合との調整が必要となる。

まず階級については、消防吏員数が200人以上となるため、消防吏員の階級基準に基づき、消防正監を消防局長の階級とする。

8級では消防正監（参事）。7級では消防監（部長級）等、職名及び配置を整理している。また、今回広域化に伴って新設する統括次長について、その理由

は、現在の丸亀市消防本部及び善通寺市消防本部の消防長が部長級であることから、そのいずれかが消防局長となった場合、もう一方を部長級の統括次長として配置し、広域化当初の諸課題の解決に向け、消防局長とともに組織の統一に尽力してもらうことが適当であるというワーキンググループの検討結果によるものである。

また、6級より下の級では、職名及び階級の対応関係を整理し、丸亀市の運用から中讃広域に合わせた形で副課長を課長補佐へ改める等の調整を行うこととする。5級については、消防司令の課長補佐級として分署長、課長補佐、副署長、署長補佐、副主幹等を想定している。このうち署長補佐については、隔日勤務者の副署長が、将来的に管理職手当を受けない責任者となる可能性があることを踏まえ、新たに追加するものである。さらに、3級、2級、1級については、中讃広域に合わせて職名は主事級の主事にまとめる方針である。

以上のことから、職名及び階級の運営計画掲載文としては、資料7ページのとおり、「広域化後の消防局長の階級は消防正監とし、階級と職名は密接な関係があることから、現在3消防本部における職名及び階級の相違を踏まえ、広域化後は統一を図る。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】 原案のとおり承認された。

- (5) 協議第31号「教育訓練・研修等、消防機関等への派遣、階層別研修、資格取得」について

基本的には、現在各消防本部が実施している消防学校・消防大学校への職員入校について、現状の派遣人数を維持し、職員の育成を継続していく方針である。また、広域化に併せ、新たな組織・新設の部隊が配置されることから、より専門性の高い研修に派遣し、知識・技術の着実な向上を図ることとしている。

次に、香川県防災航空隊への派遣について、現在、丸亀市からは3年サイクルで常時1名、善通寺市及び多度津町は3年おきに1名の職員を派遣している。ただし、善通寺市及び多度津町の派遣時期が同じとなる場合があることから、広域化後の派遣サイクルについては、今後、香川県と調整していく必要がある。

また、香川県消防学校教官へは丸亀市が3年おきに1名の職員を派遣しており、広域化後についても同様に香川県と協議していく予定である。

資料10ページでは、右端の黄色で色付けした箇所が、広域化後の消防学校・大学校、救急救命士や各種資格取得の派遣予定者数であり、資料11ページが香川県への派遣計画及び消防学校・消防大学校への派遣計画の予定表となる。

以上のことから、教育訓練・研修等、消防機関等への派遣、階層別研修、資格取得運営計画掲載文としては、資料7ページのとおり、「教育訓練・研修等については、教育訓練・研修等社会環境の変化に対応し、常に社会的要請に応える職員を育成することを基本とし、組合で計画的に予算計上を行う。広域化後の消防局では、人材育成計画を策定し、知識・技術の習得に加え、職員の規

範意識や人間性の向上も重視した研修を実施する。

専門能力の向上については、専門職員の育成として

- ・消防業務の高度化・専門化に対応するため、香川県消防学校、消防大学校救急救命研修所等の研修機関を積極的に活用し、人材育成を行う。

- ・各署に指導救命士を配置し、救急隊員の育成のために指導救命士の育成を計画的に行う。(将来的には、防災課や情報指令課にも指導救命士を配置することを検討する。)

組織運営能力の強化については、消防局の運営に必要な階層別研修等を計画的に実施する。

資格取得の推進は、救急救命士、予防技術資格者、大型免許など、職務上必要な資格取得を支援していく。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(6) 協議第 32 号「部隊運用等」について

部隊運用に関する課題については、火災出場をはじめとする各種災害への対応では、現在、各本部において出場体制や活動方針が異なっていることから、規程及び運用要領の統一を図る必要がある。

また、救急の広域化による管轄境界の解消を踏まえた直近指令の運用、ポンプ車と救急車が連携して活動する P A 連携出場、各種災害に応じた初動時の部隊投入、二次出場のあり方、特殊地域における部隊増強、さらに次の災害事案に備えた待機部隊の確保や非番者招集の基準等について、総合的な検討が必要となっている。

以上のことから、部隊運用等の運営計画掲載文としては、資料 12 ページのとおり、「部隊運用は、初動時の部隊投入、待機部隊の確保及び出動区域を考慮した上で調整する。効果的で迅速な消防活動を行うためには、現場到着所要時間の短縮を図るとともに、災害の規模に応じた部隊の投入及び二次的災害に対応できるよう、出動状況に応じた待機部隊を確保する。」

なお、具体的な出動編成及び運用については、これまで各消防本部から部隊運用に関する意見が提出され、一定の方向性は整理されているものの、消防署ごとの職員配置人数が未確定であることから、最終的な部隊数の確定に至っていない。

今後は、消防力の整備指針を踏まえつつ、消防署の職員数及び部隊数並びに救急隊の運用等について、他部会との調整状況を勘案しながら検討を進めるとともに、職員配置人数の決定を受けて具体的な内容を確定し、広域化までに具体的な出動編成計画を策定することを事務局から説明した。

【意見・疑義】

- ① 辻村善通寺市長：現在は、心肺停止事案などの出場編成は各市町で違いがあると思うが、広域化後は改正して、出場編成を統一していくのか。

【事務局回答】

- ① 心肺停止等の重篤事案が疑われる場合、現在、丸亀市、善通寺市では、救急車とともにポンプ車が出場している。多度津町については、救急隊の人員を増員させて対応している。これについては、現在の丸亀市、善通寺市に合わせて、重篤な事案については救急車とポンプ車の2台が出場する編成で統一していくことを考えている。

【協議結果】 原案のとおり承認された。

(7) 協議第33号「消防力整備計画」について

車両の更新年限については2市1町で相違があるため、統一する必要がある。また、消防力の整備指針に基づき整備は進めるが、全ての車両について指針の充足率を一律に高めるのではなく、地域の実情を考慮しながら整備する必要がある。さらに、車両更新だけではなく、署所の配置及び部隊配置について、社会情勢及び地域の情勢を踏まえて定期的に見直しが必要であるとの課題が出ている。

施設の改築、改修、消防車両及び資機材の配置・配備更新については、今後の人口動態や社会情勢の変化を見据え、消防力の強化と広域化によるスケールメリットを両立させた消防力整備計画を策定しなければならない。

また消防ポンプ自動車、救急自動車、特殊車両の更新年限については現行の丸亀市の更新年限を基本とする。ただし、同じ緊急車両であっても、消防指令車や火災原因調査車については、善通寺市の更新年限を準用する。事務連絡車等の車両については、更新年限を設定せず、車両の老朽化の状況及び使用状況等を勘案し、適切な時期に更新を行うものとし、使用できる間は使用していく方針とする。

消防力整備計画には、車両更新のみならず、署所配置及び部隊配置も含めるものとし、社会情勢や地域の実情を考慮しながら定期的に見直しを行う必要があるため、広域化当初は現行の組織体制を維持するが、広域化後は3年又は5年ごとに計画の見直しを行うものとする。

次に、消防ポンプ自動車について、広域化後の管内人口は約16万人であることから、消防力整備指針による算定数は、市街地が8台、準市街地が4台の計12台となる。これら12台を基準として、地域特性を勘案し配置する必要がある。現在は、2市1町で合計16台を保有しているが、車両更新時に段階的に整備指針に基づく12台へ移行することで、4台分の削減が可能となり、4台についての削減効果として、現在の価格で1台あたり約7,000万円の4台で約2億8,000万円が見込まれる。

続いて、はしご車について、現在、丸亀市及び善通寺市では各1台が配備されているが、広域化のスケールメリットを最大限に発揮する観点から、はしご車については1台に集約する方向で検討が進められている。削減効果として、

1 台あたり約 3 億円とされている。更新年限である 21 年間の利用に係る定期点検及びオーバーホール経費として約 1 億 6,000 万円、合計で約 4 億 6,000 万円となるため、1 台に集約することで約 4 億 6,000 万円の削減効果が見込まれる。なお、車両削減に当たっては、車両の削減により消防力の低下を招かないことを前提に進める必要がある。また、スケールメリットは単なる車両削減によるものにとどまらず、地域情勢に応じた効率的かつ適切な車両配置が可能となる点にもある。したがって、広域化後の管内情勢を踏まえ、総合的に車両整備を検討する必要がある。

以上のことから、消防力整備計画の運営計画掲載文としては、資料 13 ページのとおり、「施設の改築及び改修並びに消防車両、資機材の配備及び更新については、管内の人口推移や社会情勢を見据えながら、消防力の強化とスケールメリットを両立させた消防力整備計画を広域化後早期に策定する。一方、当面の消防車両等の配備計画については、広域化までに策定する。」ことを事務局から説明した。

【意見・疑義】

- ① 稲田香川県危機管理総局長：丸亀市と善通寺市に、はしご車は 1 台ずつ配備されているが、今までに、このはしご車 2 台が同じ時間帯に出場したという事案はあるのか。
- ② 辻村善通寺市長：広域化後、はしご車が 1 台になった場合、もし仮にはしご車が 2 台出場するような事案が発生すれば、近隣市町に応援を依頼するなどの体制はできているのか。また、年間にはしご車が出場する事案は何件くらいあるのか。

【事務局回答】

- ① 今までに、2 台のはしご車が同じ時間帯に出場した事案はない。
- ② 香川県消防相互応援協定があるので、はしご車だけに限らず、管内の災害が甚大である場合は、協定に基づき近隣市町、また香川県全域から応援部隊を受け付けるようになっている。また、はしご車が出場する事案は、丸亀市、善通寺市もほぼ無いというのが現状である。

【協議結果】 原案のとおり承認された。

(8) 協議第 33 号「通信施設」について

丸亀市消防本部 5 階に設置している中讃消防指令センターについては、昨年度末に指令システム及び消防救急デジタル無線の大規模改修が完了し、本年 4 月から本格運用を開始したところである。

広域化協議を進める上での主な課題では、広域化を行うには、指令システムや消防 OA システムについて、広域運用に対応できるよう改修・整備する必要があるため、改修箇所の確認及び検討を行い、指令関係部分の改修費を予算計

上する必要がある。

また、広域化に伴い、指揮隊や特別救助隊が設置されるため、北消防署の仮眠室に空きがなくなることから、指令員用の仮眠室の増設についても併せて検討する必要もある。

さらに、指令システムの改修に加え、消防救急デジタル無線の周波数の取り扱いや、無線局の呼出名称、無線免許申請、各消防本部の呼出名称の統一など、多岐にわたる事項について、現在検討及び調整を進めているところである。

また4月30日、指令ベンダーと広域化に必要な指令システムの改修等について打ち合わせを行った。そこで事業スケジュールイメージについて、ベンダーから提案があったところである。スケジュールは非常にタイトになり、当該事業は予定価格が1億5千万円を超える事業となるため、9月議会での議決が必要となる。スケジュールとしては、9月議会で補正予算を議決後、直ちに契約審査委員会を開催し、審議の後、仮契約を結び、議会最終日で工事請負契約の議決を受け、10月初旬に本契約を行い、その後に工事を開始すれば、何とか3月末までに間に合うとの回答を得ている。

以上のことから、通信施設の運営計画掲載文としては、資料15ページのとおり、「広域化後の指令センターについては、現在2市1町で運用している中讃消防指令センターの施設を引き続き使用し、広域運用に対応できるよう必要な改修を行った上で運用するものとする。」ことを事務局から説明した。

【意見・疑義】

- ① 辻村善通寺市長：指令システムの改修とはどういったものなのか。

【事務局回答】

- ① 指令システムの改修とは、例えば救急では直近編成となるため、2市1町で最も現場に近い救急車が出場するなどのシステム変更のことである。

【協議結果】 原案のとおり承認された。

(9) 協議第35号「消防団との連携」について

2市1町は、それぞれ単独の消防本部として運営しており、現時点では消防団との連携に支障は生じてはいない。しかし、広域化を行うことにより、消防団事務局の配置部署や消防団の出場基準の統一などについて、新たな課題が生じることが懸念される。

また、各市町の消防団は、平常時には主として火災対応を担っているが、大規模災害時には、避難所運営や災害復旧対応など、市町と連携した多岐にわたる活動が想定される。このため、災害時における活動の優先順位が複雑化することが見込まれる。さらに、各市町において消防団の役割や災害対応の考え方に違いがあることから、広域化後に円滑な活動を行うためには、広域消防と各市町との連携を図り、活動方針等について調整を行う必要がある。

これらの課題を踏まえ、消防団との連携の運営計画掲載文としては、資料 16 ページのとおり、「消防団は地域に密着した消防防災活動を行うことから、広域化後も構成市町の消防団と緊密な連携を確保するため、構成市町を管轄する消防署で訓練、研修及び役員会等を実施する。災害対応については、消防団は市町の長及び消防局長又は所轄消防署長の指揮の下に行動するものとし、現場での連携体制及び招集方法についても現行のままとする。また、各構成市町に応じた災害対応能力及び地域防災力の向上を図り、引き続き訓練や研修を行うこととする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】 原案のとおり承認された。

(10) 協議第 36 号「災害対策本部との連携」について

まず大規模災害時における体制について、各市町で災害対策本部が設置され、緊急消防援助隊等の応援部隊を要請する場合、香川県災害対策本部が設置されることとなる。また、香川県消防応援活動調整本部も設置され、消防局からは消防リエゾンとして防災課長ほか 1 名を派遣し、さらに市町災害対策本部にも消防リエゾンを派遣する。ただし、災害の規模等により防災課長が消防局に設置される消防対策本部において対応する必要がある場合には、消防局長が指名した職員を香川県消防応援活動調整本部へ派遣するものとする。

次に、島しょ部への消防職員の派遣については、災害の状況等を踏まえ、市町からの要請があった場合に、必要に応じて職員を派遣するものとする。

さらに、構成市町が被災し、緊急消防援助隊による応援が必要となった場合の受援計画の策定に当たっては、進出拠点、ヘリコプター離着陸場、宿営場所について、各市町の関係部局との調整が必要となる。また、進出拠点及び宿营地については、関係部局との調整を行った上で候補地を選定する必要がある。併せて、女性職員が活動できるよう宿营地の検討も必要となり、宿泊施設との協定締結等を含め、今後検討を行い、当面は現行の体制を維持することとする。

以上のことから、災害対策本部との連携の運営計画掲載文としては、資料 17 ページのとおり、「災害対策本部との連携については、広域化後においても現在と同様に緊密な連携を維持するものとする。また、市町からの要請に基づき、消防局長又は消防署長が指名する消防職員を災害対策本部に派遣するものとする。

なお、消防対策本部との情報共有をより効率的に行うため、消防職員が携行する情報共有ツール（指揮タブレット等）については、広域化までに整備するものとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】 原案のとおり承認された。

(11) 協議第 37 号「防災部局との連携」について

災害時、防災部局との連携は不可欠であるが、構成市町への消防職員派遣

については、市町ごとに考え方に相違があるため調整が必要となる。また、防災部局との連携は総務部会において協議される消防団事務にも関係するため、総務部会との情報共有を図る必要がある。

防災部局との連携に当たっては、災害時における消防団活動や漏油等に係る警戒活動を含め、関係部局との情報共有が重要となる。さらに、頻回に救急要請を行う市民への対応については、市町の担当課との調整が必要となる場合があることから、防災部局に限らず、福祉部門等との連携も求められる。

また、火災発生時には、被災者への見舞金の支給や住居の確保等の対応が必要となるため、関係市町及び関係部局との連携は不可欠である。

以上のことから、防災部局との連携の運営計画掲載文としては、資料 18 ページのとおり、「各市町の防災部局には、必要に応じて消防職員を派遣するものとする。また、防災及び国民保護等に関する調整を図るとともに、各市町の関係部局（警察、自衛隊等を含む）との密接な連携体制を構築するものとする。」ことを事務局から説明した。

【協議結果】原案のとおり承認された。

(12) 協議第 38 号「予算執行」について

現在の 2 市 1 町の予算成立までの流れについては、消防本部の総務課で予算書を作成し、消防本部内、市町の財政担当課、首長による予算査定を実施した後、3 月定例議会に上程し、次年度予算成立という流れになり、2 市 1 町同じである。

広域化後にも各市町の財政担当課による予算査定を現状どおり行うのかどうかを、県内の広域消防本部の状況等を参考に、2 市 1 町の財政担当者と検討した結果、中讃広域行政事務組合自体が一つの特別地方公共団体であるため、特別地方公共団体の予算について、各市町の財政担当課が予算査定を行うことは、行き過ぎではないかとの意見があった。一方、多額の費用が発生する事業や 2 市 1 町に共通しない比較的大きな事業については、関係市町と事前に協議する方が良いのではないかとの意見もあった。そのため、各市町の財政担当課による予算査定は行わないこととしたが、多額の費用が発生する事業や 2 市 1 町に共通しない比較的大きな事業については、関係市町と事前に協議したうえで、状況に応じて行うこととした。

次に、予算執行について、現在、2 市 1 町とも情報センターの財務会計システム（IP ナレッジ）を使用して、消防本部で支払業務を行っているのは同じである。広域化後の消防局総務課では人員が少ないため、各署所で支払業務を行ってはどうかと検討したが、丸亀市消防本部では北署、南署、郡家分署があるが、いずれも消防本部総務課で処理しており、近隣の三観広域行政組合消防本部においても各署で発生した請求書の支払業務は消防本部総務課で全て処理しているとのことであった。このことから、広域化後は消防局総務課で請求書処理を行い、中讃広域行政事務組合総務課へ提出することとした。

以上のことから、予算執行の調整結果としては、資料 19 ページのとおり、

「予算成立までの流れは、2市1町とも同じであるが、広域化後は、各市町の財政担当者による予算査定は行わず、中讃広域行政事務組合での予算査定を実施し、2月議会に上程する。なお、予算編成に際し、多額な費用が発生する事業や2市1町に共通しない大きな事業については、関係市町と事前に協議を行うものとする。

支払業務については、2市1町とも情報センターの財務会計システム（IPナレッジ）を使用していることから、広域化後は消防局総務課で請求書処理を行い、中讃広域行政事務組合総務課へ提出する。」ことを事務局から説明した。

【意見・疑義】

- ① 辻村善通寺市長：多額の費用が発生する事業や2市1町に共通しない比較的大きな事業については、関係市町と事前に協議するという説明があつたが、具体的な金額は決まっているのか。

【事務局回答】

- ① 財務担当職員と協議をしており、工事や建物修繕では入札が必要な200万案件は市町に協議が必要ではないかという意見があつたが、まだ詳細は決定していない。今後も財務担当職員と協議し、具体的は金額等を決定していく。

【協議結果】 原案のとおり承認された。

7 その他

(1) 広域化のスケジュールについて

まず、本日は第4回消防広域化協議会となり、次回は7月上旬に第5回協議会を予定している。第5回協議会では、42項目ある広域消防運営計画の協議事項のうち、残る10項目を決定したいと考えている。それから、7月には、この広域消防運営計画について、パブリックコメントを行い、一部修正を行い、8月、中讃広域の組合議会の全員協議会において、2市1町の消防が中讃広域に加入する組合規約の改正及び広域消防運営計画（案）の説明を行う予定である。

続いて9月には、2市1町市町議会において、組合規約の改正及び準備経費の補正の議決を得て、10月には県に申請を行い、11月頃に県から承認を得る予定である。なお、組合規約は、琴平・まんのう町を含めた2市3町の議会の議決となります。

また、消防団事務及び水利事務に関する、2市1町から中讃広域への事務委託については、11月中讃広域の組合議会で受託の議決を得た後、12月議会で受託は2市3町、委託は2市1町の議会の議決を得て、翌年1月に県に届出を出す予定である。

また、条例関係では、その専門性や業務量のため、委託事業者と委託契約を進めており、本年12月ころまでには完了し、中讃広域の関係条例は来年2月の組

合議会、2市1町の関係条例は来年3月議会で議決をいただく予定としている。
以上のことを事務局から説明した。

【意見・疑義】

- ① 辻村善通寺市長：パブリックコメントはどのような形、内容で、いつ頃から実施する予定なのか。
- ② 井上中讃広域行政事務組合事務局長：消防団事務及び水利事務で、2市1町から中讃広域への事務委託については、11月中讃広域の組合議会で受託の議決を得た後、12月議会で受託は2市3町、委託は2市1町の議会の議決を得て、翌年1月に県に届出を出す予定であるとの説明があったが、5月14日の幹事会では、ここまで具体的なスケジュールは出ていなかったが、このスケジュールは案でよろしいか。

【事務局回答】

- ① パブリックコメントについては、次回7月開催予定の第5回消防広域化協議会において広域消防運営計画案を提示し、承認が得られた後に実施する予定である。実施時期は7月上旬を見込んでいる。具体的な方法については、各市町のホームページへの掲載等を想定しているが、詳細は現在協議中である。
- ② このスケジュールは案であり、決定事項ではない。

(2) 広域化に係る確認書について

現在、丸亀市・善通寺市・多度津町の2市1町及び中讃広域行政事務組合において、本確認書の内容確認を行い、決裁はすでに完了している。現在は、各団体において押印のため持ち回りをしている状況である。本確認書は、消防事務の広域化に関する基本的な合意事項を整理したものである。

主な内容としては、まず、消防及び救急業務の効率化・高度化並びに広域対応能力の強化を図るため、関係団体が一体となって広域化を推進することを確認している。

次に、2市1町の消防について、中讃広域行政事務組合に加入し、消防及び救急に関する事務を共同で処理していくこととしている。

また、広域化後における消防・救急業務は、組合の共同処理事務として実施することとし、あわせて規約の変更や広域消防運営計画の策定を進めていくことを確認している。

さらに、広域化の実現に向けて、関係団体が相互に協力し、必要な協議・検討を進めていくこととしている。

この確認書により、2市1町の消防は中讃広域行政事務組合に加入する方向性が明確となり、今後も広域化に向け、各団体が積極的に意見を出しながら、取組を推進していくものである。以上のことを事務局から説明した。

(3) 調整番号 14-01 任用、人事等の訂正について

本件の運営計画の掲載文では、「2市1町の消防職員は、一旦退職手続きのうえ、広域化後の職員として任用する。身分の切り替えに際しては、職員に不安を与えないように心情に十分配慮し、各職員に諸条件を明示しておく。なお、辞令の交付については、退職時には各市町の取扱いによるものとし、採用時には採用辞令を交付する。勤務継続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。」という内容を、令和7年11月28日の専門部会において承認されている。

しかしながら、その後の幹事会において使用した調整調書の中の「勤務継続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。」が抜けた状態となっており、令和8年1月30日の協議会においても、この記載がないまま審議・承認がなされたところである。

今回の修正は、この抜けていた部分を適正に反映させるものであり、内容としては、当初の運営計画掲載文どおり、広域化前の勤務継続年数等については、広域化後の新組織へ引き継ぐ、という取扱いを明確にするものです。

職員の身分切替に伴う重要な事項であり、職員の不安解消や処遇の公平性の観点からも、明文化しておく必要があるため、今回、改めて確認及び承認をお願いするものである。以上のことを事務局から説明した。

【意見・疑義】

- ① 辻村善通寺市長：広域化前の勤務継続年数等については、広域化後の新組織へ引き継ぐとの説明があったが、勤続年数以外にこういったものが引き継がれるのか。
- ② 稲田香川県危機管理総局長：私の見解では、退職ではなく、組合に派遣という形だと思っていたが、退職でよろしいか。
- ③ 稲田香川県危機管理総局長：退職することに対して、同意をしない職員がいた場合に、どのように対応するのか。
- ④ 丸尾多度津町長：退職に同意しない職員が出てくる可能性について、想定がなされていないのではないか。

【事務局回答】

- ① 勤続年数以外にというよりも、勤続年数を引き継ぐことにより、退職手当の算定に係る通算も引き継がれる取扱いとなる。このため、当該取扱いを明確にする必要があることから、調整調書にその旨を追加した。
- ② 令和8年1月30日の協議会で承認を得た調整番号14-01 任用、人事等に記載されているように、一旦退職し、広域化後に新組織に身分移管するということになっている。予定では3月末日に退職し、4月1日付で新組織に採用になる。
- ③ 退職することに対して同意しない職員がいる場合、職員に対して丁寧な説明をしていく。

- ④ 消防職員は各市町において消防職として採用されている。仮に各市町において消防という職が廃され、新たな組織に消防職が設けられるのであれば、各市町に残ることはできないため、退職等に同意しない職員が存在する状況は想定しづらいものの、退職の対応については、十分に検討を行う。

【協議結果】 追加文章に対しては承認された。

(4) 井上中讃広域行政事務組合事務局長より

「本日の協議会におきましては、消防の広域化について、中讃広域行政事務組合への事務追加を前提として協議が進められてきたものと認識しております。

また、本日の協議では、事務組合職員間で異なる給与制度のもとで組織運営を行う必要が生じるなど、現行の組合事務に直接関わるさまざまな事項について決定がなされたものと考えております。

今後も引き続き検討や調整が必要となりますが、圏域内住民サービスのさらなる向上に向け、令和9年4月の広域化を見据え、お互いに協力してまいりたいと考えております。何とぞよろしくお願い申し上げます。」

8 閉会

上記会議録が正確であることを証明する。

会議録署名委員

松永 恭二

会議録署名委員

辻村 修

会議録署名委員

丸尾 幸雄